

人口減少地域における仲介業者名簿

登録番号	登録年月日	登録有効期限	事業者名	代表者職	代表者氏名	所在地	電話番号	FAX	メールアドレス	対応可能地域（人口減少地域に限る）							備考	
										八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内		安芸津
1	令和6年5月8日	令和10年3月31日	有限会社 大興	代表取締役	部谷 拓司	東広島市高屋町松山58-1	082-434-4907	082-434-4905	info@f-daiko.co.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	令和6年5月8日	令和10年3月31日	株式会社 M企画	代表取締役	三宅 美幸	東広島市西条町寺家3064番地	082-423-4587	082-437-4838	m_kikaku@arrow.ocn.ne.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	令和6年5月8日	令和10年3月31日	ランド・プランニング		佐々木 啓一	東広島市黒瀬町上保田64-1-105	0823-82-0550	0823-82-0556	land@mocha.ocn.ne.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	令和6年5月8日	令和10年3月31日	株式会社 マルハ外装	代表取締役	廿日出 秀一	東広島市西条町下三永730-21	082-420-6334	082-420-6335	maruha@gaiso.co.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	令和6年5月8日	令和10年3月31日	有限会社 都計立地開発	代表取締役	佐々木 康	東広島市八本松南二丁目18番4号	082-428-7371	082-428-5828	tokei@ec5.technowave.ne.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	令和6年5月8日	令和10年3月31日	芸陽バス株式会社	代表取締役社長	安井 千明	東広島市西条西本町21番39号	082-424-8555	082-420-0463	fudohsan@geiyo.co.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	令和6年5月8日	令和10年3月31日	信正不動産	代表者	西條 信雄	東広島市志和町志和東10649番地127	082-433-5102	082-433-5102		○	○	○	○	○	○	○	○	
8	令和6年5月8日	令和10年3月31日	株式会社 吉田	代表取締役	吉田 英明	東広島市西条中央一丁目4番6号	082-423-9548	082-422-5159	yoshi54@lily.ocn.ne.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	令和6年5月8日	令和10年3月31日	株式会社 島村材木店	代表取締役	島村 稔	東広島市安芸津町風早3163	0846-45-1040	0846-45-0097									○	
10	令和6年5月8日	令和10年3月31日	株式会社 SUN-HOME	代表取締役	金光 亜海	東広島市西条町郷曾10340-7 アルソーレ八番館204号	082-400-9119		2022sunhome@gmail.com	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	令和6年5月8日	令和10年3月31日	志和商事 有限会社	取締役	福田 真理子	東広島市志和町七条柁坂859-2	082-433-4783	082-433-4783	maggy0102@icloud.com	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	令和6年5月24日	令和10年3月31日	株式会社 京栄	代表取締役	北田 栄培	東広島市黒瀬町檜原499番地1	0823-82-9102	0823-82-9103	kyouei9102@trad.ocn.ne.jp	○			○					
13	令和6年5月24日	令和10年3月31日	チェンジズ不動産株式会社	代表取締役	藤川 弘	東広島市黒瀬町菅田439番地	0823-27-4107	0823-27-4108	changes4107@alto.ocn.ne.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	令和6年5月24日	令和10年3月31日	あゆみ不動産		松井 隆太	東広島市黒瀬町上保田61	0823-82-0031	0823-69-5115	m-matui@wine.plala.or.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	令和6年5月24日	令和10年3月31日	まちラボ不動産		縄田 康一	東広島市西条西本町12-1-102	082-437-5188	082-437-5189	nawata@machilabs.com	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	令和6年5月24日	令和10年3月31日	株式会社クロノス	代表取締役	長沼 一考	東広島市西条中央七丁目3番45号102号室	082-426-6666	082-426-6710	info@kronos2018.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	令和6年5月24日	令和10年3月31日	株式会社まるたか建設	代表取締役	渡辺 雅美	東広島市西条町御菌宇1345番地	082-423-8787	082-423-7567	marutaka@juno.ocn.ne.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	令和6年5月24日	令和10年3月31日	株式会社ネクストホーム	代表取締役	二宮 達雄	東広島市西条本町13番11号	082-490-5891	082-490-5892	info@e-nexthome.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	令和6年5月24日	令和10年3月31日	有限会社フロントホーム	代表取締役	表 智章	東広島市八本松飯田二丁目16番4号	082-427-4649	082-427-4648	h.front@titan.ocn.ne.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	令和6年5月30日	令和10年3月31日	株式会社サンウェイ不動産	代表取締役	堀 美幸	東広島市西条西本町11-9-103	082-426-6088	082-426-6089	info@sunwayfudousan.co.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	令和6年5月30日	令和10年3月31日	有限会社ウィズユアーホーム	取締役	川口 則之	東広島市西条栄町10-27 栄町ビル4F	082-423-7306	082-436-5755	withyourhome@go8.enjoy.ne.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
22	令和6年6月4日	令和10年3月31日	株式会社中央地所	代表取締役	木村 優一	東広島市西条昭和町1番10号	082-422-0007	082-422-4772	c-jisho@c-jisho.co.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
23	令和6年6月4日	令和10年3月31日	スマリブホーム株式会社	代表取締役	久保 宏一	東広島市西条町西条東1278番地1	082-430-5612	082-430-5615	info@smlive.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
24	令和6年6月11日	令和10年3月31日	トータテ住宅販売株式会社 東広島営業所	所長	下新 誠	東広島市西条中央六丁目12-18	082-431-3300	082-421-4288	hh@totate.co.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
25	令和6年6月11日	令和10年3月31日	有限会社サンプルサン	取締役	小島 義三	東広島市西条町大沢1140	082-425-0084	082-425-3105		○	○	○	○	○	○	○	○	
26	令和6年6月11日	令和10年3月31日	株式会社住宅工房 創	代表取締役	山本 慎	東広島市西条町御菌宇6225-2	082-490-3676	082-490-3680	no-reply@reform-with.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	令和6年6月19日	令和10年3月31日	株式会社 ハウスクリエイト	代表取締役	内山 隆	東広島市西条町御菌宇4405	082-493-5920	082-493-5921	info@h-create.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
28	令和6年7月4日	令和10年3月31日	ふどうさんの窓口株式会社	代表取締役	河内 真	東広島市西条西本町27番37号	082-426-3347	082-426-3348	kouchi@madoguchi-re.com	○	○	○	○	○	○	○	○	
29	令和6年8月1日	令和10年3月31日	株式会社オハラ	代表取締役	尾原 睦明	東広島市西条中央二丁目 8 番 2 号	082-424-5050	082-424-5123	ohara.office01@carrot.ocn.ne.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	令和6年8月19日	令和10年3月31日	株式会社 住健不動産	代表取締役	平本 浩伸	東広島市西条朝日町 7 - 1 3	082-436-6000	082-436-6500	ju-ken@rice.ocn.ne.jp	○	○	○	○	○	○	○	○	
31	令和6年11月25日	令和10年3月31日	有限会社 ひまわり不動産	代表取締役	上村 京子	東広島市西条下見 5 - 1 0 - 7	082-422-0822	082-422-0823	himawari4213@gmail.com	○	○	○	○	○	○	○	○	

※ この名簿に掲載されている事業者に対し、市が保証を付与するものではありません。

※ 業務に関する必要な事項については、事業者との双方で協議し決定してください。市は、双方の契約等には一切関与しません。